

共通仕様書

〔業務委託編 I〕

平成30年10月1日

令和元年6月27日一部改正

令和元年10月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

共通仕様書〔業務委託編Ⅰ〕

総目次

測量業務共通仕様書	1
[福島県公共測量作業規程]	23
用地測量等共通仕様書	156
国有林野の貸付申請及び保安林解除関係	187
<u>(令和2年4月1日以降起工の委託から削除)</u>	
国有林野貸付測量	193
<u>(令和2年4月1日以降起工の委託から削除)</u>	
発注者支援業務委託	197
付録集 [福島県公共測量作業規程]	225
付録1 測量機器検定基準	226
2 公共測量における測量機器の現場試験の基準	231
3 測量成果検定基準	238
4 標準様式	241
5 永久標識の規格及び埋設方法	320
6 計算式集	327
7 公共測量標準図式	365
別表1 測量機器級別性能分類表	519
参考付録1 図化機点検調整要領	524

国有林野の貸付申請 及び保安林解除関係

削除

国貸
有付
林申
野請

国有林野の貸付申請及び保安林解除関係書類作成 業務委託共通仕様書（案）

第1条 適用範囲

1. この共通仕様書は、福島県土木部の施行する建設工事に必要な国有林野の貸付申請及び保安林解除関係書類（以下「申請書類等」という。）作成のため土地等の測量・調査及び申請書類等作成業務の一般仕様を示すもので、これによりがたい場合又は、これに記載のない場合等については、別に指示する特記仕様書によるものとする。
2. 特記仕様書又は設計図書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

第2条 作業の実施

本業務委託の実施にあたっては、この仕様書に定めるほか、土地等の測量のうち一般的事項は、福島県土木部制定の測量業務共通仕様書及び用地測量等共通仕様書によるものとし、測量調査事項については、林野庁制定の国有林野測定規程、所轄森林管理局制定の図根測量作業仕様書、境界検測作業仕様書、境界作業仕様書及び収穫調査規程等によるものとする。また、申請書類等の作成業務に関しての一般事項は、福島県土木部制定の土木設計業務等共通仕様書によるものとし、申請書類等の内容事項については、森林法施行規則、林野庁制定「保安林の転用に係る解除の取扱いについて」通達及び保安林の転用に係る解除の取扱要領並びに所轄森林管理局制定の国有林野管理事

第3条 作業工

受注者は、契

- (1) 各種打合せ
受注者は、
「所轄関係機
なお、打合
(イ) 作業着
(ロ) 成果の
(ハ) 成果物

削除

及び県（以下

事前調査

受注者は、

林名、林班、

小班及び数量等を調査のうえ土地調査表に記入するものとする。

(3) 図根点（基準点）測量

受注者は図根点（基準点）測量を行う場合は、所轄関係機関の担当職員立会のうえ、林野庁制定の国有林野測定規程等に基づき実施するものとする。

(4) 用地幅杭設置

受注者は、用地幅杭の設置を行う場合は、測量業務共通仕様書によるものとする。

ただし国有林野の測定規程等に抵触し、その範囲を変更する必要があるが生じた場合は、事前に監督員等と打合せをし、その指示を受けるものとする。

(5) 用地測量

受注者は、用地測量を行う場合は、国有林野基本図に基づいて実施するものとする。なお、実施にあたっては所轄関係担当職員の立会のうえ行うものとし、測量方法は多角測量により実施するものとする。

(6) 面積計算

受注者は、測量した土地の用途区分ごとに、面積を算出し、土地調査表に記入するものとする。なお、面積の算出方法は、トランシット測量においては経緯距法、コンパス測量においては三斜法により求めるものとする。

(令和2年4月1日以降起工の委託から削除)

国有林野貸付申請（保安林解除）

(7) 立木調査

受注者は、対象調査区域内の立木調査を行う場合は、所轄森林管理署担当職員の立会いのうえ林小班、用途ごとに樹種別、本数を調査するものとする。ただし、小規模なもの等は、監督員等の指示を受けるものとする。

(8) 申請書類等の作成

受注者は、申請書類等の作成にあたっては、発注者の貸与する設計図書及び用地測量調査等の資料に基づき所轄森林管理局制定の様式により作成するものとする。なお、技術上当然必要と認められる事項については、監督員等の指示により請負者の責任において充足しなければならない。

(イ) 貸与申請の場合は、別表1の貸付申請関係書類を作成するものとする。

(ロ) 保安林解除の場合は、別表1の保安林解除関係書類を作成するものとする。

上記書類の作成にあたっては、あらかじめ所轄関係機関の指導等を適宜省略することができるものとする。

第4条 補正等

受注者は、打
足その他の措置

やかに訂正、補

第5条 測量成果

受注者は、測

第6条 検

受注者は、所

第7条 成

受注者は、業

削除

ればならない。

別表 - 1 貸付申請及び保安林解除関係書類一覧表

(1) 国有林野貸付申請関係

(「関東森林管理局 国有林野管理規程取扱細則」による)

提出書類 の番号	提出書類 1	提出部数 2	
		1 ha未満	1 ha以上
	申請書		
	申請理由書		
1	位置図 (1 / 50,000、1 / 25,000)		
2	区画図 (1 / 5,000)		
3	実測図 (1 / 1,000、1 / 5,000)		
4	測量野帳		
5	面積計算図 (簿) 兼実測図		
6	事業計画図又は利用計画書 (平面図)		
12	議決書謄本又は専決処分書、事業採択通知書		
13	専決処分書の場合、その採択したる各別答書同		
14			
16			
17			
18			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30	防火施設守土柱図		
31	土量計算表及び土捨場容量計算書		
32	土量計算表集計表		
33	土捨場容量計算表		
34	施設の設計図 (縦・横断図、詳細図、構造図、土工定規図)		
35	残土処理計画書 (同上各図面及び位置図)		
36	防災施設等の設計根拠資料		
37	防災施設等の設計図 (施設の設計図の各図面、構造物安定計算書)		
38	流域現況図 [流域の地形、土地利用の実態、河川の状況 (河川の地点の位置、開発に伴い増加するピーク量を安全に流下させることができない地点の位置等) を示す図面]		
39	河川管理者等の同意書		
40	集水区域図		
41	排水施設計画流量計算書		
42	流域土砂貯留施設計画計算表		
43	建築物等構造図		
44	その他森林管理署長が必要と認めて指示した書類		
45	現況写真		

削除

正本 1部
副本 2部
計 3部

- 1 本表は、公共工事全般に係る提出書類を記載したものであり、各事業において全て提出する必要がなく、案件によって提出書類を選択すること。
- 2 森林事務所分を含めた森林管理署への提出部数であり、報告書の必要部数ではない。

(令和2年4月1日以降起工の委託から削除)

国有林野貸付申請（保安林解除）

(2) 保安林解除申請関係

(林野庁通達「転用に係る保安林解除の進達書類の編さんについて」による)

提出書類 の番号	提出書類 1	提出部数 2	
		通常の場合	保健保安林 の場合
	申請書		
4	事業計画の概要		
6	保安林解除位置図（1 / 20,000）		
7	保安林解除調査地図（1 / 5,000）		
8	現況写真		
9	受益者同意書		
10	施設の用地計画及び事業計画図兼保全施設計画図		
11	事業計画書（解除理由も記載）		
12			
13			
15			
16			
17			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
29			
30	残土処理計画書		
31	面積計算図（丈量図）		
32	保安林解除図		
33	施設の設計図（標準横断図）		
34	残土処理計画図（平面図、縦断図、横断図）		
35	代替施設の設計図（平面図、縦断図、横断図、構造図、定規図、詳細図）		
36	その他		

削除

正本1部
副本5部
計6部

- 1 本表は、公共工事全般に係る提出書類を記載したものであり、各事業において全て提出する必要がなく、案件によって提出書類を選択すること。
- 2 森林事務所分を含めた森林管理署への提出部数であり、報告書の必要部数ではない。

別表-2 成果物一覧表

名称	規格	単位	数量		摘要	意見
			正	副		
図根点網図	$S = \frac{1}{50,000}$	部	1	1	図根点測量成品、本仕様書第3条4項	
成果簿	基準点抄写簿				"	
図根点測量簿	選点簿、水平・鉛直角観測手簿、ジオジ				"	
図根点現場写真					"	
測系図					本仕様書第3条3項	
境界測量取付手簿	境界測量取付、ジオジメーター、観測手				" 3"6"	
境界見取図	測量見取図				" 3"6"	
境界基本図	$S = \frac{1}{5,000}$				" 3"6"	
一般平面図	$S = \frac{1}{5,000}$				" 3"6"	
用地実測図	$S = \frac{1}{500}$ ポリエステル (三斜面				" 3"6"	
縦横線及び高低計算機					" 3"6"	
土地面積計算表	経緯距法または三斜法、順序図、集計表				" 3"6"	
土地調査表					" 3"7"	
収獲調査野帳(測量)					" 3"3"	
" (立木)					" 3"6"	
立木材積集計表	順序図、本数材積集計表 (樹種別)				" 3"8"	
	針葉樹 (樹種別) 材積集計表 区分別				" 3"8"	
	集計表					
写真					保安林現況写真	
貸付申請書		"	1	1~2		
保安林解除申請書		"	1	7~8		

削除

国有林野貸付測量

削除

国貸
有付
林測
野量

国有林野貸付測量仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、福島県が実施する国有林野の貸付使用、使用許可及び使用承認申請に必要な測量作業に適用する。

(関係規程)

第2条 本業務遂行に当っては、本仕様書の他国有林野測定規程、福島県共通仕様書（業務委託編）によるものとする。

(立入手続)

第3条 作業に先立ち監督員と協議の上、民有地への立入通知及び国有林への入林届の手続をしなければならない。

(現地調査)

第4条 現地調査とは当該区域の既設境界、新設境界及び隣接所有者等の現況を把握する作業をいう。

(境界検測)

第5条 境界検測とは、既往の測量成果に基づき、既設境界位置の再確認をする作業をいう。

作業に先立ち既往

作業は、国有林野

する。

1. 位置図 2. 測

7. 隣接所有者調査

(検測結果の承認)

第6条 境界検測の所

(用地境界杭設置)

第7条 貸付境界は、

を受けた後、所定の

(境界測量)

第8条 境界測量とは

境界測量は図根点又は検測を終了した既設境界点に基づき多用測量方式により境界点の位置及び標高を測定するものとする。

使用する測量器材は別表1、観測方法及び公差は別表2に掲げるとおりとする。

(面積計算)

第9条 境界測量が終了したときは、貸付区域について面積計算を行うものとする。面積計算は、座標値を有する点によって囲まれた区域については経緯距法により行い、その他のものについては図解法又はプランニメーターにより行うものとする。

面積は、単位以下4位まで算出するものとする。

(計算簿等整理)

第10条 境界測量の記録及び成果は次に掲げるものを作成する。

(1) 境界測量簿類

位置図

境界測量手簿

座標及び高低計算簿

実測図

面積計算図

削除

めるものと

検出手簿

する。

の立合承認

とする。

(令和2年4月1日以降起工の委託から削除)

国有林野貸付測量

面積計算簿

(2) 境界基本図・区域図 1 / 5,000

(予備標設置測定)

第11条 ここでいう予備標とは、境界線が工事等のため一時撤去する場合に設けるものをいう。

予備標は撤去する境界標1点につき2点以上の予備標から復元できるよう設置するものとし、作業は境界測量に準拠して行うものとする。

別表1 境界測量における測量器材

観測区分	使用器材	性能	備考
角度	トランシット	水平目盛盤の最小読定値が1以内であること	1. 光学求心装置にくるいがなく正常であること 2. 各回転部にくるいがなく円滑であること が円滑に作
距離	光		るいがなく ブが正常で 表示が規定
	鋼		いものであ く読取るこ とかじきること
	スチロンテープ	1. 目盛のある部分の長さが50m以内であること 2. 目盛はmmであること	1. 使い古されていないものであること 2. 目盛がmmまで正しく読取ることができること

(注) Dは測定距離でkm単位

別表2 境界測量における観測方法及び公差

区 分		市街地及びこれに準ずる地域	そ の 他 の 地 域
水 平 角	観 測 回 数	1 対 回	1 対 回
	公 差	角規約に対する 較 差	$1.5 \sqrt{n}$
		既定角に対する 較 差	$1.5 \sqrt{n}$
鉛 直 角	観 測 回 数	1 対 回	1 対 回
距 離	測 定 回 数	2 回 (2セット以上)	2 回 (2セット以上)
	公 差	読 定 較 差	2 cm 以 内
座標計算	公 差		距離の総和の1000分の1
高低計算	公 差		

(注) 1. nは、
2. 距離測

削除

(令和2年4月1日以降起工の委託から一部改正)

発注者支援業務

の設計書として必要な加工、追加等を行い、工事等の発注図面、数量総括表（数量計算書）を作成するものとする。なお、数量総括表（数量計算書）は工事工種体系に従うことを原則とする。

3. 積算資料作成

受注者は、積算のために必要な諸数値（システム入力データ等）の算定を行うものとする。発注者から貸与される工事等の施工のための工程計画及び仮（架）設計画、特記仕様書（現場説明時の参考資料を含む）の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うものとする。

4. 積算データ入力（データリストの作成）

(1) 受注者は、土木工事標準積算基準等の積算基準類及び第1項から第3項の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、その結果を _____ 指定フォルダ _____ に保存し提出するものとする。

(2) 監督員は積算システムへのデータ入力に必要な資料を受注者に貸与するものとする。

5. 特記仕様書（案）の作成

受注者は前4項で行った現場条件の調査、施工方法を整理した結果等に基づき、工事等の設計書に添付する特記仕様書（案）を作成するものとする。

第3003条 留意事項

1. 受注者は、業務を履行するにあたり、次の事項についてもあわせて実施すること。

(1) 設計成果物の内容把握

発注者から貸与された設計成果物について、設計思想、留意事項及びその他必要事項を把握すること。

(2) 関連工事の把握

発注者より積算上密接に関連する工事の指示があった場合は、その積算に係る条件等を把握すること。

(3) 新技術及び特許工法等の把握

新技術（NETIS登録技術に限る）及び特許工法等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施工方法（工事材料を含む））が指定されている場合は、作成する工事発注図面、又は特記仕様書（案）等に明示するとともに、その積算に係る条件等を反映させること。

2. 受注者は、発注者の指示に従い、関連がある業務との情報共有を図るとともに、そのために必要な資料の提出等を実施すること。

3. 受注者は、設計図書に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、次の基準等を参考に技術的判断を行うとともに、当該業務を適正に履行すること。

(1) 土木工事標準積算基準（除染作業業務に係る業務である場合「福島県除染作業暫定積算基準」）

(2) 建設機械等損料算定表

(3) 共通仕様書 土木工事編 _____、_____（土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料）
（除染作業業務に係る業務である場合「福島県除染作業共通仕様書」）

(4) 土木設計マニュアル「数量算出編」及び「設計積算編」

(5) 福島県土木部数量総括表作成要領

第3004条 報告等

1. 受注者は、積算関係資料（積算を行うための工事設計図書及び数量計算書、積算資料、特記仕様書（案）、積算データ等）の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について確認し、毎月、第1015条業務履行状況の報告において、監督員へ報告するものとする。

2. 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面（引継事項記載書）で提出するもの